資料２－１

(H30.4.16)

「検討を求める事項」に対する回答

	地方における規制改革
省 庁 名	厚生労働省
論　　点	㉙　生活保護の決定・実施に係る照会文書 ①　統一的な様式を周知するため、再度通知を発出するのみならず、地方六団体からの意見にもあるように、当該様式が普及しない要因を把握し、様式の改善を行う必要があるのではないか。 　特に、地方六団体からは「現在国が示している統一様式については調査日の記載ができないため、その使用を進めた場合、自治体及び企業双方の事務が煩雑となる恐れがある。」と個別に言及があるが、統一様式の普及のみならず、自治体及び企業双方の事務負担の軽減のために、改善の必要があるのではないか。

【回　　答】

①　生命保険会社への照会様式については、生命保険協会と協議のうえ、調査に係る生命保険会社の事務負担を考慮したうえで現行様式が設定されたものであり、統一様式への移行については全国会議等の場で周知・徹底をしてきたところ。

　統一様式の普及状況については、今後、自治体・生命保険協会双方から実態等を伺うことでその把握につとめ、その結果を踏まえ当該様式の変更を含めた必要な措置について、生命保険協会の意見も踏まえながら検討してまいりたい。

（参考：地方六団体意見）
（２）㉙生活保護の決定・実施に係る照会文書
統一様式の使用により手続きの迅速化が図られるのであれば歓迎すべきことと考える。ただし、現在国が示している統一様式については調査日の記載ができないため、その使用を進めた場合、自治体及び企業双方の事務が煩雑となる恐れがある。国において実態を把握し、統一様式の再検討を行った上で、その使用を自治体に求めるべきである。
また、既存システムの改修が必要となることが想定されるため、国の責任に
おいて財源措置を行うべきである。

「㉙生活保護の決定・実施に係る照会文書」に係る意見の説明
生活保護の決定については、自治体は申請から14 日以内、調査に日時を要する場合でも30日以内に受給の可否を決定・回答する必要があるため、様式の統一が資料の早期入手につながるものならば、自治体にとっても歓迎すべきことと考える。ただし、以下の点の検討が必要である。
○ 平成27 年2 月13 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知により示された統一様式については、自治体が指定できる調査日の項目がなく、同日付けで同課保護係長名で発出された事務連絡により、「調査時点については、生命保険会社からの回答において調査日が明確にされる。指定した時点における契約内容等が必要な場合には、課長通知２の（１）のエのとおり再照会を行うこと。」とされており、自治体側（福祉事務所）は、最初の照会において調査日を指定することができない。保護申請時点において生命保険に加入していても、その後直ちに解約された場合、生命保険会社の調査日の設定によっては正確な加入状況を把握することができず、保護の適正実施に支障が生じかねない。最初の照会をした後に、改めて調査時点を指定して再照会を行うことは、福祉事務所及び生命保険会社双方の事務の繁雑を招くものである。このため、統一様式を使用していない自治体もあると承知している。
したがって、検討結果（案）のように統一様式の使用を自治体に徹底する前に、まずは厚生労働省において実態を把握し、上記事務連絡及び統一様式を再検討すべきである。
○ また、照会文書の様式については、多くの自治体ではベンダーが提供する電算システムによって作成しているが、統一様式を用いようとすると既存システムの改修が必要となる場合が想定される。そのため、国の責任において、システム改修に係る財源措置を行うべきである。

社援保発０２１３第２号
平成２７年２月１３日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

生命保険会社に対する調査の実施について

生活保護法第29条に基づく関係機関に対する調査実施については日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第29条の調査実施に関する留意事項については、「生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第２項の創設に伴う同条第１項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」（平成26年6月30日社援保発0630第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により通知しているところです。

今般、法第29条による調査のうち、生命保険会社に対して実施するものについて、下記のとおり留意事項をお示しするので、その取扱いに遺漏なきよう管内福祉事務所への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知については、一般社団法人生命保険協会と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

１　生命保険会社に対する照会様式等の統一について

生命保険会社に対して調査を実施する際の照会様式及び依頼事項に関する用語の統一化を図り、調査先から円滑かつ効率的に必要な回答を得ることによって、調査を効率的、効果的に実施するものである。

２　実施方法

（１）照会方法

ア　各福祉事務所が生命保険会社に対して照会する場合は、別紙１の「調査依頼書及び調査対象者一覧兼回答書」に必要事項の記入を行い、法第 29 条による関係先調査についての本人の同意書（写）を添付の上、郵送することにより行う。郵送は、調査に必要な書類と返信用の封筒（切手を添付し返信先（福祉事務所）の住所と宛名を書いたもの）を同封の上行うこと。

なお、各生命保険会社の調査依頼書等の送付先は別添の「生命保険契約照会先一覧」のとおりであるので参照すること。

イ　調査依頼時点ですでに調査対象者の生命保険加入が判明しているものの、判明している生命保険以外について照会を行う場合には、当該生命保険会社への「調査対象者一覧兼回答書」の備考欄に判明している保険証券番号を記入すること。

ウ　上記アにおいて添付する同意書（写）は、調査対象者が個々に調査に同意していることがわかるものとすること。

エ　生命保険会社からの回答が得られた後に、下記（２）に掲げる回答事項以外の事項を再照会する場合には、別紙２の「調査依頼書（再照会）」に照会内容を具体的に記入して行うこと。それ以外の照会方法は、上記と同様の方法により行うこと。

なお、福祉事務所において、すでに調査対象者の生命保険加入が判明しているものの、下記（２）に掲げる回答事項以外の事項の照会を行う場合も再照会と同様の方法により行うこと。

（２）生命保険会社による回答

ア　福祉事務所が上記（１）に基づく照会を行った場合、当該照会を受けた生命保険会社から、加入の有無及び加入が「有」の場合には、調査時点における以下の事項が含まれるように回答が行われるものであること。

〇保険証券番号　〇保険の種類　〇契約年月日　〇満期年月日
〇保険契約者名　〇被保険者名　〇保険金の受取人
〇保険金額（満期・死亡・災害死亡）〇保険料　〇解約返戻金額
〇積立配当金額　〇貸付残高

イ　生命保険会社による上記アの回答は、「調査対象者一覧兼回答書」と任意の書面を福祉事務所が調査依頼書等を送付した際に同封した返信用の封筒に封入し郵送することにより行われる。この場合の任意の書面は、生命保険会社の内部帳票等の場合もあるので留意すること。

３　調査に関する留意事項

（１）各福祉事務所が生命保険会社に対して照会する際の「調査対象者一覧兼回答書」は、生命保険会社が各福祉事務所に回答する際の回答書にもなることから、照会す

る際には原本と写し（計２部）を同封すること。

（２）調査依頼書等については、別紙１及び別紙２の様式によることを原則とするが、システム対応等の準備のため同様式が使用できない場合は、これまで各福祉事務所で使用してきた様式による依頼も可能であること。ただし、この場合には、これまで使用してきた様式に、別紙１及び別紙２に定める各事項を記入することとし、上記（２）の再照会である場合には、別紙２の調査依頼書を参考に再照会である旨を明記すること。

（３）「調査対象者一覧兼回答書」の記入に当たって、生命保険会社においては氏名、生年月日及び住所が一致することをもって個人を特定しているため、調査対象者の旧姓や前住所地等の場合も併せて照会する際は、それぞれ別の調査対象者として必要事項を記入すること。備考欄等に旧姓や前住所地等を記載しないこと。また、本籍地を記載しないこと。

　なお、調査対象者の必要事項については、省略することなく記入するなど生命保険会社において円滑かつ効率的に必要な回答を行い得るよう記載方法等についても配慮すること。

（４）調査依頼書等に同封する返信用の封筒については、当該調査における依頼件数、回答量の分量に対して適切な封筒（大きさ、適正金額の切手の添付、料金後納郵便等）の同封に配慮すること。

別紙１

番　　号
年　　月　　日

（生命保険会社）　殿

福祉事務所長
氏　　名　　公印

生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、別紙に記載の調査対象者の下記事項について照会します。

本調査依頼書と併せて調査対象者の同意書を同封します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

１．　調査対象者　　別紙の調査対象者一覧のとおり

２．　調査事項　　以下項目を含むよう回答してください。

＜調査事項＞			
○保険証券番号	○保険の種類	○契約年月日	○満期年月日
○保険契約者名	○被保険者名	○保険金の受取人	
○保険金額（満期・死亡・災害死亡）		○保険料	
○解約返戻金額	○積立配当金額	○貸付残高	

【連絡先】　　電話番号：　　（　　）　　［内線：　　］

【回答送付先】

（住所）
〒

担当課　　担当者:

別紙

福祉事務所　　文書番号　第　　号
課　　御中　　照会日　　年　月　日

調査対象者一覧 兼 回答書

No.	氏名	フリガナ	性別	生年月日(和暦)	〒	住　所	備考	該当
1								有・無
2								有・無
3								有・無
4								有・無
5								有・無
6								有・無
7								有・無
8								有・無
9								有・無
10								有・無
11								有・無
12								有・無
13								有・無
14								有・無
15								有・無
16								有・無
17								有・無
18								有・無
19								有・無
20								有・無

調査回答日　　年　月　日

〒
(住所)
(回答会社・部署・担当名)
TEL:

福祉事務所　　文書番号　第　　号
課　　御中　　照会日　　年　月　日

調査対象者一覧 兼 回答書

No.	氏名	フリガナ	性別	生年月日(和暦)	〒	住　所	備考	該当
1	生保　太郎	セイホ　タロウ	男	S34.8.3	100-0005	東京都千代田区丸の内3－4－●	No.1234567890	有・無
2	保険　太郎	ホケン　タロウ	男	S34.8.3	100-0005	東京都千代田区丸の内3－4－▲	「1. 生保太郎」の旧姓、旧住所	有・無
3								有・無
4								有・無
5								有・無
6								有・無
7								有・無
8								有・無
9								有・無
10								有・無
11								有・無
12								有・無
13								有・無
14								有・無
15								有・無
16								有・無
17								有・無
18								有・無
19								有・無
20								有・無

同一人物で、「旧姓・通称名・旧住所」等での検索が必要な場合は、行を変えて記載ください。（備考に同一人物である旨を記載）

保険証券番号は備考に記載

調査回答日　　年　月　日

〒
（住所）
（回答会社・部署・担当名）
TEL：

別紙２

番　　号
年　　月　　日

（生命保険会社）　殿

福祉事務所長
氏　　名　　公印

生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について（依頼）【再照会】

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、別紙に記載の調査対象者の下記事項について照会します。

本調査依頼書と併せて調査対象者の同意書を同封します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

１．　調査対象者　　別紙の調査対象者一覧のとおり

２．　調査事項　　次の内容について回答してください。

＜調査事項＞（具体的に記載）

【連絡先】　　電話番号：　　（　　）　　［内線：　　］

【回答送付先】

（住所） 〒 担当課　　担当者:

別添

生命保険契約照会先一覧

平成27年1月28日現在

会社名	担当課	照会書の宛名	〒	所在地	電話
ハートフォード生命保険株式会社	オペレーション部 契約管理グループ	オペレーション部 契約管理グループ長	105-0022	港区海岸１－２－２０ 汐留ビルディング１５階	03(6219)2730
日本生命保険相互会社	契約管理部 契約保全グループ	契約管理部 契約保全課長	541-8501	大阪市中央区今橋３－５－１２	06(6151)7349
東京海上日動あんしん生命保険株式会社 ＊東京海上日動あんしん生命と 東京海上日動フィナンシャル生命が合併	契約サービス部 契約内容変更グループ	契約内容変更グループリーダー	167-0043	杉並区上荻１－２－１ インテグラルタワー６Ｆ	03(6383)6353
ﾁｭｰﾘｯﾋ･ﾗｲﾌ･ｲﾝｼｭｱﾗﾝｽ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	お客様サービス部	お客様サービス部 お客様サービス部長	182-0026	調布市小島町１－３２－２ 京王調布小島ビル	042(440)8386
カーディフ生命保険会社	お客さま相談室	お客さま相談室 お客さま相談室長	150-0031	渋谷区桜丘町２０－１ 渋谷インフォスタワー9F	03(6415)8275
太陽生命保険株式会社	契約サービス課	契約サービス部 契約サービス課長	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷４－２－１８	048(825)6284
第一生命保険株式会社	保険金サービス課	保険金部 保険金サービス課長	258-8511	神奈川県足柄上郡大井町上大井131-1 (DLS事務第二グループ 照会担当)	03(3216)1211
第一フロンティア生命保険株式会社	お客さまサービス部 収納保全グループ	お客さまサービス部 収納保全グループ長	141-0032	品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー	03(6685)6483
大同生命保険株式会社	コールセンター	コールセンター コールセンター長	550-0002	大阪市西区江戸堀１－２－１ 大阪本社ビル1F	06(6447)6281
ソニー生命保険株式会社	契約サービス部 契約保全課	契約サービス部 契約保全課　担当課長	164-8660	中野区本町２－４６－１ 中野坂上サンブライトツイン	03(3377)9543
ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社	契約サービス部　保全課	契約サービス部 保全課統括課長	150-0001	東京都渋谷区神宮前５－５２－２ 青山オーバルビル	03(6823)1578
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 （ＮＫＳＪひまわり生命保険株式会社）	品質向上部 お客さま相談室	品質向上部 お客さま相談室長	163-8626	新宿区西新宿６－１３－１ 新宿区セントラルパークビル	03(6742)3067
ネオファースト生命保険株式会社 (損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社)	保険金サービス部	保険金サービス部 保険金サービス部長	141-0032	品川区大崎２－１１－１ 大崎ウィズタワー１５F	03(5434)7057
ライフネット生命保険株式会社	お客さまサービス部	お客さまサービス部長	102-0083	千代田区麹町２－１４－２ 麹町ＮＫビル５階	03(5216)7947
楽天生命保険株式会社 （アイリオ生命保険株式会社）	お客様サービス部	マネージャー	135-0091	港区台場２－３－１ トレードピアお台場２０階	03(5520)1655
オリックス生命保険株式会社	カスタマーサービスセンター	カスタマーサービスセンター CSC 企画チーム長	190-0012	立川市曙町２－２２－２０ 立川センタービル	042(548)5572
クレディ・アグリコル生命保険株式会社	契約保全グループ	オペレーション部 契約保全グループ課長	105-0021	東京都港区東新橋１－９－２ 汐留住友ビル	03(4590)8435
マニュライフ生命保険株式会社	事務サービスセンター	社外照会T マネジャー	182-8621	調布市国領町４－３４－１	042(442)7560
マスミューチュアル生命保険株式会社	顧客サービス推進部	顧客サービス推進部 契約管理Ｇ長	141-6023	東京都品川区大崎2-1-1	03(6368)7555
富国生命保険相互会社	保険金部 支払案内グループ	保険金部 支払案内グループ課長	270-1352	千葉県印西市大塚２－１０	0476(47)5936
フコクしんらい生命保険株式会社	総合企画部 業務支援グループ	総合企画部 業務支援グループ長	160-6132	新宿区西新宿８－１７－１	03(5348)6527
プルデンシャル生命保険株式会社	ファシリティチーム	ファシリティチーム チームリーダー	100-0014	千代田区永田町２－１３－１０	03(5501)5420

会　社　名	担　当　課	照会書の宛名	〒	所　在　地	電　話
ﾌﾟﾙﾃﾞﾝｼｬﾙ ｼﾞﾌﾞﾗﾙﾀ ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙ生命保険株式会社 (ﾌﾟﾙﾃﾞﾝｼｬﾙﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙｼﾞｬﾊﾟﾝ生命保険株式会社)	事務管理チーム	事務管理チーム チームリーダー	102-8015	千代田区一番町21番地一番町東急ビル	03(6704)0808
ＡＩＧ富士生命保険株式会社 （富士生命保険株式会社）	オペレーション・サポート部	オペレーション・サポート部 担当課長	542-8567	大阪市中央区南船場１－１８－１１ 富士火災大阪本社ビル	06(6261)0134
Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命保険株式会社	お客様サービス課	お客様サービス本部 お客様サービス課長	105-0011	港区芝公園２－４－１ 芝パークビルＡ２Ｆ	03(6745)1503
アイエヌジー生命保険株式会社	カスタマーサービス部 保全チーム	保全チーム チームマネージャー	102-0094	千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート26階	03(5210)5490
アリアンツ生命保険株式会社	カスタマーサービス部	カスタマーサービス部 カスタマーサービス部長	107-0051	港区元赤坂１－６－６ 安全ビル	03(4588)1697
アクサ生命保険株式会社	契約部新契約入力グループ 契約照会係	契約照会係長	060-0002	北海道札幌市中央区北２条西１－１－７ ＯＲＥ札幌ビル４階	011(558)3656
アクサダイレクト生命保険株式会社 （ネクスティア生命保険株式会社）	お客様相談室	お客様相談室 相談室長	102-0083	千代田区麹町三丁目3番地4 ＫＤＸ麹町ビル８F	03(5210)1534
アフラック （アメリカンファミリー生命保険会社）	契約保全部 契約保全第一課	契約保全部 契約保全第一課長	182-8001	調布市小島町２－４８－２６	042(441)3501
朝日生命保険相互会社	契約サービスユニット 事務サービス・総務チーム	事務・システム部門 契約サービスユニット 事務サービスマネージャー	206-8611	多摩市鶴牧１－２３	042(338)3135
明治安田生命保険相互会社	契約サービス部 契約管理グループ	照会責任者	135-0016	江東区東陽２－２－１１ 明治安田生命東陽町ビル８階	03(5690)6357
メットライフ生命保険株式会社 （メットライフアリコ生命保険株式会社）	業務2課	ユーティリティ収納保全業務部 業務２課長	850-0843	長崎県長崎市常盤町１－１ メットライフ生命長崎ビル	095(818)5005
メディケア生命保険株式会社	事務管理部 保全Ｇ	事務管理部 保全グループ長	135-0033	東京都江東区深川１－１１－１２ 住友生命清澄パークビル	03(5621)3387
みどり生命保険株式会社	顧客サービス部	コールセンター マネージャー	114-8595	北区王子６－３－４３	03(5902)3970
三井生命保険株式会社	お客様サービスセンター （住所管理　柏オフィス）	お客様サービスセンター 住所管理グループ柏オフィス 住所管理グループ長	277-8655	千葉県柏市東上町８－１８	04(7162)3140
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 （三井住友海上メットライフ生命保険株式会社）	契約サービス部 契約グループ	契約サービス部 契約グループ長	103-0028	中央区八重洲1－３－7	03(3279)9057
三井住友海上あいおい生命保険株式会社 ＊三井住友海上きらめき生命と あいおい生命が合併	お客さまサービス部 お客さまサービスセンター	次長	101-8258	中央区新川２－２７－２	03(5539)8376
ジブラルタ生命保険株式会社 ＊ジブラルタ生命とＡＩＧエジソン生命と エイアイジー・スター生命が合併	ファシリティチーム	ファシリティチーム チームリーダー	100-0014	千代田区永田町２－１３－１０	03(5501)6040
ピーシーエー生命保険株式会社	お客様サービス部 保険金グループ	保険金グループ グループ長	107-0052	港区赤坂２－１１－７ ＡＴＴ新館	03(6800)0810
住友生命保険相互会社	保全サービス室 （契約照会窓口）	契約サービス部 保全サービス室長	540-8512	大阪市中央区城見１－４－３５	06(6937)1198
株式会社かんぽ生命保険	契約管理部	契約保全担当課長	100-0011	千代田区内幸町２－１－１ 飯野ビル１３階	03(5532)9892

（　）：旧社名

事　務　連　絡
平成２７年２月１３日

都道府県
各　指定都市　生活保護担当係長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課保護係長

生命保険会社に対する調査の実施について（留意事項）

生活保護法（以下「法」という。）第 29 条に基づく関係機関に対する調査の実施については日頃よりご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

生命保険会社に対する調査については、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年２月 13 日社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）により実施することとしていますが、下記のとおり実施にあたって留意すべき事項を整理しましたので、管内福祉事務所等への周知等、よろしくお取り計らい願います。

記

１　生命保険会社の範囲及び調査対象者について

調査にあたっては、これまで各福祉事務所で調査対象としている生命保険会社を継続することを基本とすること。

今般の課長通知を契機に、いたずらに調査を行うことは、調査先に過度な負担を生じさせ、かえって回答が著しく遅滞するなどの事態もあり得るものであることから、真に調査が必要か否か検討をした上で、適切に調査依頼を行うべきことに改めて留意すること。

２　調査内容について

生命保険会社から回答が得られる情報については、課長通知２の（2）に記載された事項であり、調査時点については、生命保険会社からの回答において調査日が明確にされる。指定した時点における契約内容等が必要な場合には、課長通知２の（1）のエのとおり再照会を行うこと。

３　調査方法について

調査依頼書については、福祉事務所によっては電算システムにより対応している場合も考えられることから、課長通知別紙１の事項等が記入されているものであればこれまで使用してきた様式での依頼も可能としているが、順次、課長通知の別紙様式で照会できるよう対応願いたい。

（担　当）
厚生労働省社会・援護局
保護課保護係　近藤・三浦
TEL 03-5253-1111（内線 2826）
FAX 03-3592-5934
E-mail hogogakari@mhlw.go.jp